

5市 P 協発第 48 号

令和 5 年 10 月 7 日

埼玉県各市町村 PTA 協議会
全国の PTA 協議会・連合会 各位

さいたま市 PTA 協議会
会長 郡島典幸

「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案」 反対のオンライン署名にご協力をお願いいたします

仲秋の候、日頃より、当協議会の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、令和 5 年 10 月 4 日に埼玉県虐待禁止条例の改正案が提出されました。この条例改正案では、小学校 3 年生以下の子どものみで外出・留守番をさせることは「放置」で虐待に当たるとして禁止し、県民には放置されている子どもの通報義務を課すものとなっています。子どもを育てる保護者（養護者）への禁止事項や努力義務を課すことにより、保護者への精神的・経済的負担を強いるだけでなく、本条例第三条にある基本理念に逆行する内容と受け取れます。また、子どもの最善の利益を反映したものとは考えられず、子どもを虐待から守ることができるとも思えません。よって、**別紙 1**の通り反対の意見を表明いたしました。

つきましては、当件についてオンライン署名活動を行っております。子どもたちの健やかな成長のために、そして、私たち保護者を精神的苦痛・経済的負担から守るために、皆さまのご協力をお願いいたします。

・オンライン署名 URL

<https://chng.it/qVJwhV5ZnV>

※なお、署名にあたっては、氏名、メールアドレスが必要となります。またメールアドレス認証後、寄付を募るような画面が表示されますが、対応する必要はございません。

・【参考記事】

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/281797>